

原発事故収束への道筋と復興計画

、 原発事故の発生

2011年3月11日14時46分、東北地方は千年に一度とも言われる規模の東日本大震災に見舞われました。それに派生し、福島第一原子力発電所において大規模な原発事故が発生しました。もともと原子力は如何なる科学技術を以ってしても、一旦暴走が起きれば全く制御が効かない危険を孕んだものでした。そこは科学技術の過信や人の過ちなど絶対に許されない世界の筈でした。

しかし、高速増殖炉を実現することによって無尽蔵のエネルギーを造り出せるという錬金術のような夢の科学『核燃料サイクル』は、少資源国日本においてはこの上なく魅力的なものでした。日本経済の恒久的な発展が約束されたわけですが。

日本は世界に類を見ないほどの地震国です。更には、日本語の“TSUNAMI”が世界共通語になっていることから容易に判断できるように、太平洋の反対側で起きる地震によって引き起こされる津波の影響さえ受ける島国でもあります。原子力の平和利用技術は、そのような過酷な自然災害があっても決して揺るがない「安全・安心」が確保されなければなりません。その上で、万が一にも事故が発生した場合は、放射性物質の拡散や汚染の範囲などを季節毎に風向きなどを想定して SPEEDI などで推測し、周辺自治体と連携の上、住民避難訓練などが行われなければなりません。科学によって裏付けられた技術であればこそ、幾重もの安全策を施し、決して過酷事故を考慮対象外とすべきではありませんでした。

しかし、原発推進派の政治家や産業界、科学技術者のみならず国や県、近隣市町村、そこに住む住民、ひいては日本国民全てに原発の安全神話が行きわたり、一部の良識ある専門家の危惧を誰ひとり真剣に取り上げようとはせず、安全策も程ほどにするなど、全くの無防備のなかで発生した原発事故でした。日本社会においては、まさに「想定外」の出来事でした。

その結果、政府は原発を国策として推進してきたにも拘らず、事故対処マニュアルもないまま民間企業である東京電力に全責任を押し付け、最高指揮官が官邸に引きこもったまま適切な指示の一つも出せませんでした。原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に設置された「SPEEDI」のデータも、政府首脳の意図的な隠ぺいにより、福島県民は無用な被ばくをさせられしまったのです。

その上、現場から政府に上がって来るべき情報がどこかで隠ぺい又は正式な伝達ルートに乗せられないまま放置されるなど、内閣と官僚チームの連携が機能せず、周辺住民への避難指示さえも官邸から自治体に伝達される前に報道され、県や地元自治体でさえも報道でその事実を知る有様でした。避難すべき人々への連絡などある筈もなく、東日本大震災および福島第一原発事故の発災以降、全くの無政府状態であったことは国民周知の事実です。これは明らかな国の犯罪行為です。

同様のことは福島県にも言えます。朝日新聞の特集記事『プロメテウスの罫：防護服の男』では、「福島県も原発事故後の3月12日から放射能のモニタリング調査を始めていた。しかし、その状況を住民に周知することはなかった。」ことが記されています。これが事実とすれば、調査結果の隠ぺいは、知事の指示なのか担当部署の長の独断なのか。誰の指示であろうと、福島県の県民に対する背信行為であることには違いなく、いずれ明らかにされるべき問題です。

、事故収束への道筋

原発事故は、放置すれば核燃料自体が放出する熱によって、核燃料そのものが溶融し、様々な二次的、三次的な反応を惹き起こし暴走が始まります。それによって放射性物質が環境中に放出され、空中にあるものは風に乗って全世界に運ばれ、動植物に付着したり、生物が呼吸によって体内に取り込んだり、汚染された動植物を食物として摂取するなど地上の生態系を汚染します。また、大気中の浮遊物は雨と共に地上に落ち、地上に降り積もったものと共に汚染水となり、壊れた原子力施設から漏れ出した汚染水も同様に地下水系や海に流入し、海の生態系にも汚染が広がります。

1、原発事故の収束に向けての道筋の第一歩は、事故の収束と避難者支援対策です。

核燃料の暴走を止め、それ以上放射性物質を「放出させないための措置」、それには現場の正確な「状況把握」が必要になります。それぞれの原子炉建屋において、

メルトダウンした核燃料はどの部位にあり、どのような状況にあるのか？
各原子炉、格納容器、使用済み燃料プールはどのような状況にあるのか？
(メルトダウンや爆発による損傷で、冷却水の循環はできているのか？)
使用済み核燃料は、各建屋の燃料プールの中でどのような状況にあるのか？
(使用済み燃料プールは、冷却水が漏れだしていないのか？)
4号機の核燃料は、どこでどのような状況にあるのか？
(3月15日の報道では783本、一部が原子炉内に放置されているのか？)
(4号機の使用済み燃料プールには保安院の3月17日の発表によれば1,535本うち新燃料204本の燃料棒があり、現在原子炉建屋は傾いています。このままでは大きな余震に耐えられず、とてつもない事故発生の危険すら指摘されています。)

以上の疑問について、政府も東電も明確な説明がないまま、政府の原子炉の冷温停止宣言がなされてしまいました。このような全く根拠のないいい加減な対応では、事故の収束はおろか、より一層重大な事故の発生の可能性すら否定できません。原発事故収束には日本中の英知と技術を結集してあたるべきであり、東電1社に任せるとはならず、国策として原発を推進してきた国が先頭に立って進め、総理大臣の任命する『指揮命令を徹底できる組織』を頂点に据えて行われるべきです。

同時に進められるべきは、国民や世界に向けての「情報開示」と「被災者への生活支援」です。環境汚染についてはモニタリングデータを高さ方向3点(地表、50cm、1m)以上測定し、風向きなどもデータに加えるべきです。そして、広域且つきめ細かいリアルタイム汚染マップを作成し、一定空間線量および土壌汚染量により警戒区域や避難区域の線引きを見直し、避難住民に対する手厚い生活支援を行わなければなりません。拙速にも、国が原子炉の冷温停止宣言と同時に緊急時避難準備区域を一括解除する中、新たに特定避難勧奨地点を設定するなどの対応は、現在の計画的避難区域並びに緊急時避難準備区域の設定が全くの場当たりのもので、不適切であったことの証明でもあります。

2、道筋の第二は、放射能被ばく対策と事故の調査・検証です。

原発事故後に、政府は一般人の被ばく限度を子供も含めて年間1mSvから20mSvへと20倍に引き上げ、避難範囲を狭めたことにより、事故から現在に至るまでの間

に、不幸にも多くの周辺住民が放射能の外部被ばくや呼吸または飲食物による体内被ばくをさせられてしまいました。事故から 3 か月を経て、全県規模で住民の健康調査が始まりましたが、これは、福島医大副学長に就任した山下俊一氏の指導の下、住民を危険区域内で生活をさせながら、健康調査の名目でデータ収集と追跡調査だけをするもので、かつて米軍が広島で行った非人道的措置と同じです。

「放射線と健康リスク、世界の英知を結集して福島を考える」と題した国際専門家会議が 9 月 11、12 日の 2 日間にわたり、福島県立医科大学で開催されました。これも山下氏の指導の下、パネリストとして講演した研究者の大半が、国際放射線防護委員会 (ICRP) や国際原子力機関 (IAEA)、国際連合放射線影響調査科学委員会 (UNSCEAR) の関係者で占められており、ICRP 勧告よりも厳しい被曝限度を主張する欧州放射線リスク委員会 (ECRR) や核戦争防止国際医師会議 (IPPNW)、フランス放射線専門家グループ (CRIIRAD) などの専門家は招かれていません。また、メディア関係者は入場が許可されましたが、一般市民は不許可でした。もともと ICRP は広島・長崎の原爆被ばくについての日米合同調査を基本として作られており、大規模な原発事故の経験を織り込んでいないばかりか、各国の原子力推進機関からの支援で運営され、偏向的で政治的恣意性を持つと指摘されている組織です。

現在最も急がれる対策は、「健康調査と健康回復のための長期的な医療支援措置」です。顧問として招くなら、山下氏ではなく、高齢ではあるが被ばく医療の第一人者である肥田舜太郎氏のような方をお願いすべきです。健康調査や医療支援措置は原発内で働く人々に対しても必要です。労働安全衛生面での情報開示によって、原発内で働く労働者の安全を担保しなければなりません。厚生労働省は原発事故後に作業員の被ばく限度を「年間 50 mSv かつ 5 年間で 100 mSv」という基準を、緊急作業期間中は 250 mSv の被ばくまで許容するとした特例省令により引き上げ、8 か月後には元に戻しましたが、労働安全衛生については一切言及しておりません。原発内の作業員の被ばく事故や健康被害の存在は一部の報道からも明らかなのに、追跡報道は一切なく、真実の隠ぺい以外の何ものでもありません。

さらに、政府が設置した第三者機関による事故調査・検証委員会の中間報告が事故発生から 9 か月後の 12 月 26 日に出了。しかし、現地調査が殆どできておらず、聞き取り調査が中心であるのと、専門家が入っていないため、事故原因には踏み込んでいません。結局、制度的な問題や連絡体制の問題など、総合的に危機対応体制が出来ていないこと、事前に危険性を認知出来てもシステム変更までには至らなかったことを指摘するに止まっています。その上、始めから当事者である東電や政府、保安院、原子力安全委員会などの責任追及はしないというスタンスで臨んでいるため、国民にとっては消化不良の報告書となっています。

それとは別に、事故から 9 か月を経てようやく、国会が独自に国政調査権の行使として事故調査委員会を設置し、委員長に黒川清氏、委員にノーベル賞の田中耕一氏や地震学の石川克彦氏などの民間人だけを起用してスタートし、更に福島県内の除染関連の調査を進めておられる東大教授の児玉龍彦氏らも参与として参加されるようですが、調査結果が出るのは来年 6 月、あまりにも遅すぎます。私が与野党有力議員にその必要性を訴えたのは、事故発生から 100 日が過ぎた 6 月 21 日のことです。設置が決まったのはそれから更に 3 か月後のこと、国会の事故調査委員会では、事故の原因究明と現況把握、収束方法、再発防止の可能性と脱原発も視野に入れた原子力政策のあり方について国民にしっかりと示すべきです。国会には、この未曾有の大震災からの復興や大事故の後処理をなおざりにすることなく、悲惨な災害や事故を二度と起こさないための行動をお願いしたい。

3、道筋の第三は、原発事故による被災者への賠償です。

原発事故の賠償には、2010年4月に米国で発生したメキシコ湾原油流出事故の湾岸賠償請求処理基金（GCCF）と同様の基金を創設し、政府試算の賠償額の2倍にあたる8兆円相当の東電資産を繰り入れ、東電は会社更生法の申請をするべきです。それが企業の責任の取り方であると考えます。そして、この基金は政府や東電の手を離れ、第三者機関によって管理され、迅速かつ公平な賠償が行われるべきです。そうすることで、賠償による支出で電力会社の経営を圧迫し、ひいては電力料金の値上げや公的資金の投入により国民に負担を強いることも無くなります。

被災者の賠償は何通りかのパターンを考えなければなりません。放射能汚染された住宅や事業所などに、「一定の時間経過後に戻れる状態なのか？ またはその時間を容認できるのか？ あるいは完全に戻る場所が失われたのか？」です。その何れかが決まらなければ賠償交渉は始まりません。その間は生活支援や休業支援が必要となる訳です。また、被災者の個別賠償の前に、生活や事業の拠点となる土地建物、および生産緑地など、健全性確保の問題があります。放射能汚染のホットスポットや食品残留放射能の基準値超えなど、生活や生産活動の支障になる地域の除染により、生活圏にあっては一般市民の安全・安心を担保し、農林漁業その他の産業などの生産活動が、消費者に安心をもって受け入れられるように環境整備を行わなければなりません。そのための効果的な除染方法を確立と費用負担が必要です。その上で、新たな生活や生産拠点の確保のために、汚染地域の土地・建物の買い取りなど、代替資産の取得に見合った全面的な賠償・支援が必要となります。

しかし、政府は東電の要請に基づき、優先株の引き受けなど資本注入や、資金を交付することで賠償を支援する原子力損害賠償支援機構を設け、東電を含む電力会社に負担金を拠出させ、足りない分は国が負担する仕組みとしました。この仕組みでは賠償コストは電気料金や税金に転嫁され、賠償そのものが民間企業の論理や価値観に基づいて行われるため、被災者にとっては当たり前の生活の一部を取り戻すだけでも過酷な交渉手続きを強いられ、不服があれば、それぞれ個別に司法手続きを取らなければなりません。この理不尽さは容認できず、早急な改善が必要です。

4、被災地の再生と今後の原子力政策のあり方について

原発事故被災地、福島県の再生は、福島第一・第二の原子力発電所を今後どうするのかによって大きく変わってきます。福島県の佐藤雄平知事は11月30日の記者会見で、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故を受けて年内にとりまとめる県の復興計画に「国と東電に対して県内の原発（福島第一・第二）10基すべての廃炉を求める」と明記することを発表しました。さらに、「今回の事故で国、事業者が主張してきた原発の安全神話が根底から覆された」と指摘。「原発を立地して財政的に恩恵を受けてきた以上に、事故は自然、社会、教育にも大きな影響を及ぼしている。原子力に依存しない新生福島を創造するとの決断に至った」とも述べました。佐藤知事の決断は、正しい選択であると思います。

兵員および一般市民を含め310万人もの犠牲者を出しながらも強行された第二次世界大戦でさえ、広島・長崎に投下された2個の核爆弾で終結しました。今回の原発事故では、灼熱地獄のごとき熱放射や全てのものを薙倒すほどの強烈な爆風こそなかったものの、放出された放射性物質の量は実に広島型原子爆弾の168個分でした。チェルノブイリ事故のその後を見てもわかる通り、一瞬にして都市が焦土と化

すことがなかったからと言って、被害を矮小化することは許されません。大地や生態系に及ぼす影響は広島・長崎の比ではないのです。日本の方向性がここで 180 度変わっても決しておかしいことではありません。

政府原発事故調査・検証委員会からは今年夏には最終報告が出されます。また、国会が設置する原発事故調査委員会からも報告が出され、双方から「本質安全」、「本質危険」のどちらが導かれるのか興味深く見守っていきたいと思います。人間が為すことは、あらゆる策を尽くしたつもりでも、限りがあることはものの道理です。安全策がことごとく破たんすれば、短時間での立て直しは不可能です。「本質危険」なら、失敗を繰り返さないための選択肢としては原発廃止が最も賢い選択だと 2011 年 5 月 23 日参議院・行政監視委員会での参考人（小出裕章氏、後藤政志氏、石橋克彦氏他）の意見ではなかったでしょうか。

政界、官界、産業界の一部からは、電力不足が企業の海外流出を加速するとして、早くも原発の再稼働論が出ていますが、国民の安全・安心を無視した経済優先主義者の発想です。この狭い日本で福島と同じような事故が再発したらどのようなことになるか考えただけでも恐ろしいことです。原子力保安院が設定したストレス・テストを行ったところで、仮定が違っていればその答に意味はなく、安全を担保するものとはなり得ません。第一、原子力安全委員会と原子力保安院のチェック機能の不全が事故原因の一つでもあったわけです。それが、未だに原子力安全委員会や原子力保安院の権威が保たれていること自体、全く反省がない証拠です。

原発の再稼働には、少なくとも両事故調査委員会から「本質安全」の結論が出て、原子力政策が見直され、万が一の事故の際、SPEEDI によるシミュレーションなどによって定められた避難範囲となる地域の住民の合意を得なければ、稼働できないとする国民合意が必要です。

、福島県の復興について（頭を切り替えれば見えてくるものもある）

福島県の復興は、東日本大震災に伴う津波や原発事故によって喪失したものを 3 月 11 日の震災以前の状態に戻すことはもとより、バブル崩壊以来の失われた 20 年を通し、衰退の一途を辿る地方経済の復活を期すものでなければなりません。我が国は、しっかりした準備もないまま、環太平洋経済連携協定（TPP）やアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）などの市場開放に突き進んで行こうとしています。総合計画や復興計画は、それらを踏まえたものに見直す必要があります。

県の復興計画(第1次)素案の重点プロジェクトのうち、住環境や健康・医療、子育て・教育の分野である「環境回復、生活再建支援、県民の心身の健康を守る、未来を担う子ども・若者育成」また、産業分野の「農林水産業再生、中小企業等復興、再生可能エネルギー推進、医療関連産業集積」これらの成否は、原発事故の収束と密接に関係するものです。しかし、具体的取組と主要事業の中に原子力災害の克服という項目がありますが、放射能モニタリングや放射能除染以外には、わずかに双葉エリアの産業振興の中に放射性廃棄物処理に係る産業集積とあるだけで、原発事故の収束、放射能汚染廃棄物の一時保管や中間貯蔵・最終処分、全原発の完全廃炉に至るまで、福島県としてどのように関わって行くのかについて、全く触れられておりません。これで、200万県民の負託に応えられる計画と言えるのでしょうか？

原発事故の収束から完全廃炉に至るまでの全ての工程を、無能な国や一民間企業の東電任せで本当に福島県の復興が実現できるのでしょうか？

原子力災害の克服

福島県の復興を考えるにあたっては、先ず第一番に行うべきことは、原子力災害の克服であり、その一步が原発事故の収束です。脱原発の方針を打ち出して地域再生を訴えたところで、従来の原発誘致自治体や周辺住民の生活や雇用など、全て東電の賠償頼みで解決される問題ではありません。また、原発の現在の状況が、政府や東電の発表通りかどうかも推測の域を出ておらず、放射性物質の拡散は今でも続いており、場合によっては更に危険な状況となる可能性も否定できません。再汚染の可能性がある以上、除染するだけで環境を回復できるという保証はありません。有効な対策も取れず、都合の悪い情報は隠蔽するような無責任な国や民間企業に、汚された県土を元に戻せと言っても、私たちが思うようなクリーンな状態に戻せる筈もありません。今までのように彼らに任せるのではなく、自分たちの県土を自分たちの意思で取り戻す気概が必要なのではないのでしょうか。

これからは地方の時代です。地方政府（現在の場合は「県」）が、強力な指導力を発揮して、原発事故の収束、除染によって発生する放射能汚染廃棄物の一時保管や中間貯蔵・最終処分、使用済み核燃料の最終処分、完全廃炉までの関わりを明確にする必要があります。今さら汚染瓦礫や汚染表土などの最終処分場を県外に求めても、受け入れ地や運搬手段、その他の問題を考えた時、何処の自治体が引き受けてくれるのでしょうか。私たち福島県や立地自治体は、国が作り上げた安全神話に乗せられた被害者には違いありません。しかし、受け入れを決めた責任もあり、それによって雇用が生まれ、インフラも整い原発の存在に感謝していた時期もあった筈です。その意味でも福島県には連帯責任がある訳で、事故の収束にも積極的に関わって行かなければなりません。手始めに、福島県は原発事故の収束に積極的に関わり、県民や国民にしっかりと情報開示することを宣言し、全国知事会などの協力も得て、現状の収束作業を新たな体制で遂行できるようにするべきです。そして、福島第一原発の敷地内に放射能汚染廃棄物の処理施設を設けることを提案し、処理後の放射線量や廃棄物量を考慮して最終処分の方法を検討しなければなりません。

また、東北・北関東地域における震災がれき処分の問題があります。その量は東北3県だけでも、合わせると2,300万トンと言われており、石巻市では、市の処理可能量の約123年分のゴミ量にあたると言います。これらの震災がれきを被災地以外の自治体が受け入れて処理する取組も始まっていますが、受け入れ側自治体住民などの反対により暗礁に乗り上げ一向に進まないのが現状です。受け入れがれきは、放射性物質量が一定値以下であることを前提にしたものですが、放射性物質量を含んでいることを問題視するものと、たとえ含んでいないものであっても、風評のみで拒否されるためです。この問題を解決するには、国の復興支援で、わが福島県内に大規模処理施設を設置し、震災がれきの処理を一手に引き受けることが賢明な選択であると考えます。

その上で、環境回復、被災者の生活再建、教育改革、健康増進と医療改革、農林漁業の再生、中小企業再生、新時代に即した産業構造改革と新規事業支援、再生可能エネルギーへの転換支援、津波被災地の都市計画の見直しと復興、地域コミュニティづくり、観光事業の整備、及び広域コミュニティネットの構築などの基本政策を打ち出し、県民及び県内市町村の合意を得て、国から権限の委譲や特区による法的制限の解除を勝ち取り復興の推進力とすべきです。思い切った策を出して押し通せるとしたら、今しかありません。

財源は、国の復興予算、一括交付金、原発事故賠償金、及び県及び市町村の行財政の改革による無駄の削減と地方公務員給与を民間給与所得者の平均所得と連動させて一括削減するなどの方法で確保できます。個人及び民間企業と同様に、自治体も国や東電に原発事故賠償を請求できます。国の復興予算が十分でなければ司法手続きにより賠償請求をするべきです。

1、原発の状況把握と事故収束への積極的な関わり

原発事故収束の第1歩は、現場の正確な状況を把握することです。そして、核燃料崩壊熱のための冷却方法と放射性物質の環境への放出を止めることです。それには以下の事実関係から

原子炉内でメルトダウンした核燃料は、現在何処にあるのか？

(これについては、以下の疑問が解消されれば、一定の推測はできる筈です。)

冷却のために原子炉に注入された水はどの程度回収できているのか？

(回収される水の温度と量により、原子炉の状況を推測)

原子炉建屋内に溜まった汚染水はどの程度漏れているのか？

(注入量と水位の変動により推測)

冷却のために使用済み燃料プールに注入された水は漏れていないのか？

(注入量と水位の変動により推測)

使用済み燃料プールを支持する構造強度はあるのか？

(使用済み燃料プールの瓦解で、これまで以上の災害を惹き起こす可能性も)

これらの状況によって、核燃料の崩壊熱の冷却方法は変わってきます。これ以上放射性物質を環境へ放出させず、汚染水もこれ以上増やさないためには、状況に応じ適正な方策を講じなければなりません。放射性物質の環境への放出には、ガスとして大気中に放出されるものと、汚染水として外部に漏れだすものがあります。ガスとして大気中に放出されるものは、原子炉建屋上部周りにリアルタイムにサンプル調査できる計測器を設けるなどの方法を講じなければなりません。また、現在敷地内には膨大な量の放射能汚染水がありますが、地下から環境系(地下水系や海)に放出されている可能性も十分にあります。それを止めるためには、1~4号原子炉建屋を取り囲む地下遮水壁を設けなければなりません。これは急務です。同時に、今後の高線量の施設内で人に代わって種々の作業や観察に従事できるロボットなどの開発も急がれます。

2、環境回復と雇用の創出

第2段階としては、除染などの環境回復、放射能汚染がれきの処理、放射能の健康及び生産活動への影響軽減措置の推進です。

現在行われている高圧散水などによる除染方法は作業員の健康被害や汚染物質の拡散の問題があります。また、中山間地にあっては、山地などの水源が汚染されていけば、二本松や福島、伊達のように農地の高濃度汚染の原因となるでしょうし、更に下流に行けば阿武隈川のような河川から海への放出もある筈です。山地の汚染は樹木や表土に留まることなく地下水にも及んでいると考えられます。環境汚染は生態系全体に及んでおり、樹木や建物の表面の洗浄や表土のスキ取りだけでは決して解決しません。道路など透水性の少ない場所では洗浄水循環方式の除染法も可能でしょうが、生産緑地や山野それぞれの場所に適した除染方法の確率が急務です。周辺生活環境及び生産緑地における高濃度汚染力所を特定し、除染の可否により長

期警戒区域と重点除染区域に分け、可能な除染方法を決定して効率的に除染する取組と、水田などでは用水路に新たな汚染物質の流入を抑制する装置の開発などが必要になります。

東大の児玉教授によれば、木などの可燃性汚染がれきを燃焼させた際、700℃以上でセシウムを分離させ回収させれば99%以上を回収できるといいます。本格的な除染兼用の焼却処理施設を設け、発生する熱エネルギーを利用して発電をすれば、森林の浄化と震災がれきの処理にあわせ、電力の確保が容易になります。放射能汚染された森林を伐採し焼却処理をする一方で植林をすれば、森林の除染は約30年で元に戻すことが出来るといいます。その結果、福島県は他県からの震災がれき委託処理料で地元住民の雇用が確保され、電力供給能力を持つことにより、県内住民や企業に対し、安い電力を安定供給することも可能になり、余剰電力を一般市場に供給して発電料収入を得ることも可能になるのです。

不燃性汚染がれきや使用済み燃料については、熱プラズマ技術を利用した本格的な放射性物質の溶融・減容処理施設を県主導で建設し、そこで完全処理すべきです。それらの作業はロボット技術を駆使し、人体被ばくを極限まで抑えるため、日本の技術の粋を尽くし対処すべきです。処理施設の建設費用は国庫負担とし、専門の研究者や技術者を招致し、基本設計段階から運営に至るまで、県主導で行い、県民の雇用の場をつくれれば良いでしょう。処理施設で処理された後の最終処分については、海溝底から地殻プレート下に送り込むことしか考えられません。これらについても技術的な問題の解決や環境への影響評価までを行い、原発立地の他の道・県と共に国に対してその実現を求めて行けば良いことです。

放射性物質の体内摂取に対する防御については、飲料水や食物による体内摂取と汚染物質毎の体内蓄積についての関係を究明し、放射能汚染に対する摂取制限の根本的な見直しが必要です。

、おわりに

我が国は唯一の被ばく国であり、地震・津波大国でもあります。地震・津波の被災、原発事故被災、事故原因の徹底究明と事故収束の経験それらを積み上げ、その真実とそこから獲得した技術を世界に発信して行くべきであると考えます。

まずは、『原子力災害の克服』から始めて、それさえできれば、県の復興計画に掲げられた各項目についても自信と希望を持って推進できるようになると思います。

2012年1月20日